

吸收分割に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める書面)

平成30年12月6日

北海電気工事株式会社

平成 30 年 12 月 6 日

吸收分割に関する事前開示事項

北海電気工事株式会社

取締役社長 吉本 浩昌

北海電気工事株式会社（以下「当社」または「承継会社」といいます。）は、平成 30 年 12 月 5 日に、ほくでんサービス株式会社（以下「ほくでんサービス」または「分割会社」といいます。）との間で吸收分割契約を締結し、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、ほくでんサービスがその配電事業（以下「本件分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を当社に承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 「吸收分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

別紙 2 「会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」のとおりです。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号口）

ほくでんサービスは、平成 31 年 2 月に、吸收分割の効力発生日に本件分割対象事業の対価としてほくでんサービスに割当てられた当社普通株式 441,000 株を、剩余金の配当としてほくでんサービスの株主に交付する旨を決議する予定です。当該配当の内容については、同決議が行われた際に、改めて開示いたします。

4. 分割会社についての事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 承継会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

当社は、平成30年12月5日付で、ほくでんサービスとの間で別紙1の吸収分割契約を締結したほか、北海道計器工業株式会社（以下「計器工業」といいます。）との間で当社を吸収合併存続会社、計器工業を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に係る吸収合併契約を締結しており、その効力は平成31年4月1日に発生する予定です。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の平成30年3月31日の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ35,218百万円および13,995百万円です。また、本件分割により当社がほくでんサービスから承継する予定の資産および負債の平成30年3月31日現在における帳簿価額は、それぞれ688百万円および121百万円です。

また、平成30年3月31日から現在に至るまで当社の資産および負債の額に大きな変動は生じておらず、本件合併および本件分割の効力発生日までに予測される当社の資産および負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社が負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1

吸收分割契約書



吸收分割契約書

北海電気工事株式会社(以下「甲」という)およびほくでんサービス株式会社(以下「乙」という)は、乙が第1条に定める事業に関して有する権利義務を甲に承継させる吸收分割(以下「本吸收分割」という)に関し、平成30年12月5日(以下「本契約締結日」という)付で、以下のとおり合意し、吸收分割契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本吸收分割)

本契約に定めるところに従い、乙は、吸收分割の方法により、乙の配電事業(以下「本件事業」という)に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務(以下「承継対象権利義務」という)を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条(当事者の商号および住所)

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：北海電気工事株式会社
住所：北海道札幌市白石区菊水二条一丁目8番21号

(2) 乙

商号：ほくでんサービス株式会社
住所：北海道札幌市中央区南一条東二丁目6番地

第3条(承継する権利義務に関する事項)

1. 甲は、本吸收分割により、乙から承継対象権利義務を本効力発生日(第6条において定義する)において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法による。

第4条(本吸收分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

1. 甲は、本吸收分割に際して、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価として、甲の普通株式44万1000株(以下「本件株式」という)を乙に対して交付する。
2. 前項に定める本件株式の交付は、甲が本件株式について以下の口座への振替を行うことにより実行するものとする。
振替先口座管理機関：S M B C 日興証券株式会社 札幌支店
口座名義人：ほくでんサービス株式会社
加入者口座コード：366-787256
3. 乙は、本吸收分割に際して、第1項の規定により甲から交付を受けた本件株式全てを配当財産として、乙の株主に対して、剰余金の配当を行う。

第5条(甲の資本金等の額)

本吸收分割により甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

第6条(効力発生日)

本吸收分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という)は、平成31年4月1日とする。ただし、本吸收分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条(株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸收分割を行うものとする。ただし、同法第796条第3項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必

要となつた場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第8条（事業の運営等）

甲および乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行ならびに財産の管理および運営を行うものとする。

第9条（剰余金の配当等）

甲および乙は、本契約に定めるものを除き、本契約締結日以降本効力発生日までの間、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令等に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く）の決議を行ってはならない。

第10条（解除）

1. 甲は、乙において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となつた場合には、本効力発生日より前に限り、乙に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. 乙は、甲において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となつた場合には、本効力発生日より前に限り、甲に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

第11条（本吸収分割の条件変更および中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となつた場合には、甲および乙は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、または本吸収分割を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本効力発生日の前日までに、甲または乙の株主総会において、第7条第1項ただし書または同条第2項に定める本契約の承認が得られない場合、(ii) 本効力発日の前日までに、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、(iii) 第10条の規定により本契約が解除された場合、(iv) 前条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第13条（準拠法および管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲および乙は、本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲および乙が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月5日

甲：北海道札幌市白石区菊水二条一丁目8番21号
北海電気工事株式会社
取締役社長 吉本 浩昌



乙：北海道札幌市中央区南一条東二丁目6番地
ほくでんサービス株式会社
取締役社長 相馬 道也



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、甲が乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、甲が乙から承継する資産および債務については、乙の平成30年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

現金および預金260百万円並びに本件事業に属する売掛金その他の流動資産および不動産、ソフトウェアその他の固定資産の一切。ただし、別途甲および乙の間で合意したものと除く。

2. 債務

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金その他の流動負債および退職給付引当金その他の固定負債の一切。ただし、租税債務および法令上等の理由により承継できない債務ならびに別途甲および乙の間で合意したものと除く。

3. 契約（雇用契約を除く）

本件事業に関して、乙が締結または過去に承継した売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約その他一切の契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務。ただし、法令上等の理由により承継できないものならびに別途甲および乙の間で合意したものと除く。

4. 雇用契約

本効力発日における本件事業に従事する全ての従業員との間で締結された雇用契約およびこれに付随する権利義務。ただし、効力発日の前日までに、甲、乙および当該従業員が別途の取扱いに同意した場合の当該従業員は除く。

5. 許認可等

効力発日において本件事業に関して乙が保有する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令等に基づき承継可能なものの。ただし、乙が引き続き保有する必要のあるものであって別途甲および乙間で合意したものと除く。

6. 知的財産権

本件事業に属する一切の知的財産権。ただし、別途甲および乙間で合意したものと除く。

7. その他

その他甲および乙が別途合意したもの。

以上



会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1. 吸収分割に際して交付する承継会社の株式の数の相当性に関する事項

(1) 本件分割に係る割当の内容

当社は本件分割対象事業の対価として、ほくでんサービスに対して新たに当社の普通株式441,000株を発行し割当て交付します。

(2) 本件分割に係る割当の内容の根拠等

① 割当の内容の根拠および理由

本件分割に係る割当株式数（以下「本件分割割当株式数」といいます。）の公正性・妥当性を担保するため、当社は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社およびほくでんサービスから独立した第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）を任命し、平成30年12月4日付で本件分割に係る割当株式数算定書（以下「本件分割算定書」といいます。）を取得するとともに、当社および本件分割対象事業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社およびほくでんサービスの間で本件分割に関する諸条件について慎重に交渉・協議を重ねました。なお、ほくでんサービスにおいても、当社およびほくでんサービスから独立した第三者機関として、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティング」といいます。）を任命し、平成30年12月4日付で本件分割に係る割当株式数算定書を取得しているとのことです。また、併せて、下記（5）記載の利益相反を回避するための措置も講じております。

当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの分析および意見を参考として、本件分割に関する諸条件についてほくでんサービスとの間で慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された本件分割割当株式数は妥当であり、当社の少数株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、本件分割割当株式数により本件分割を行うことを決定いたしました。

② 算定に関する事項

イ 算定機関の名称および当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社およびほくでんサービスから独立した算定機関であり、当社およびほくでんサービスの関連当事者には該当せず、本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

□ 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社については、当社が札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ほくでんサービスについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

各算定方法による本件分割についての割当株式数の算定結果は以下の通りです。以下の割当株式数の算定結果は、本件分割対象事業の対価としてほくでんサービスに対して割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算定方法		割当株式数の算定結果
当社	ほくでんサービス	
市場株価法	DCF 法	552, 220 ~ 682, 966
DCF 法	DCF 法	334, 309 ~ 564, 490

市場株価法では、当社について、平成 30 年 12 月 4 日を基準日として、当社株式の札幌証券取引所における基準日である平成 30 年 12 月 4 日の終値、平成 30 年 11 月 5 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 30 年 9 月 5 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値および平成 30 年 6 月 5 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行いました。

DCF 法では、当社について、当社の事業計画、直近までの業績動向等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値相当額を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しております。割引率は 5.0%~7.0% を使用しており、永久成長率は ▲0.25%~0.25% を使用しております。また、ほくでんサービスについて、ほくでんサービスの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したほくでんサービスの財務予測に基づき、ほくでんサービスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値相当額を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しております。割引率は 5.0%~7.0% を使用しており、永久成長率は ▲0.25%~0.25% を使用しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーが DCF 法による算定の前提としたほくでんサービスの財務予測において、大幅な減益が見込まれている事業年度が含まれてお

ります。これは主として、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）からの委託業務量の減少および一部業務の終了に伴う収益の減少を見込んでいるためです。当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。当社およびほくでんサービスの財務予測は本件分割の実施を前提としたものではありません。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、本件分割割当株式数の算定に際して、当社およびほくでんサービスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社およびほくでんサービスとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの本件分割割当株式数の算定は、平成 30 年 12 月 4 日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびほくでんサービスの財務予測については、当社およびほくでんサービスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件分割割当株式数の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、山田コンサルティングは、当社については、当社が札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行っているとのことです。

ほくでんサービスについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行っているとのことです。

各算定方法による本件吸収分割についての割当株式数の算定結果は以下のとおりとのことです。以下の割当株式数の算定結果は、本吸収分割対象事業の対価として、ほくでんサービスに対して割り当てられる当社の普通株式数の算定期間を記載したものです。

採用手法		割当株式数の算定結果
当社	ほくでんサービス	
市場株価法	DCF 法	555,556 ~ 613,703
DCF 法	DCF 法	440,848 ~ 574,352

市場株価法では、当社について、平成 30 年 12 月 4 日を基準日として、当社株式の札幌証券取引所における基準日の終値、平成 30 年 11 月 5 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 30 年 9 月 5 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値および平成 30 年 6 月 5 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行ったとのことです。

DCF 法では、当社について、当社の事業計画、直近までの業績動向等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しているとのことです。また、ほくでんサービスについて、ほくでんサービスの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したほくでんサービスの財務予測に基づき、ほくでんサービスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しているとのことです。なお、山田コンサルティングが DCF 法による算定の前提としたほくでんサービスの財務予測において、大幅な減益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。これは主として、北海道電力からの委託業務量の減少および一部業務の終了に伴う収益の減少により、平成 31 年年 3 月期の本吸収分割対象事業に係る営業利益は、平成 30 年 3 月期と比較し、9 百万円の減益を見込んでいるとのことです。他方、当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はないとのことであり、両社の財務予測は本件分割の実施を前提としたものではないとのことです。

山田コンサルティングは、本件分割割当株式数の算定に際して、当社およびほくでんサービスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社およびほくでんサービスとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、または査定を実施しておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていないとのことです。山田コンサルティングの本件分割割当株式数の算定は、平成 30 年 12 月 4 日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、ほくでんサービスの財務予測については、ほくでんサービスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としているとのことです。

なお、ほくでんサービスは山田コンサルティングから本件分割割当株式数の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本件分割における吸収分割承継会社である当社の普通株式は、本件分割の効力発生日以降も引き続き、札幌証券取引所市場において上場を維持する見込みです。

(4) 公正性を担保するための措置

当社およびほくでんサービスの主要株主である北海道電力は、当社の発行済株式総数の 51.1% を、ほくでんサービスの発行済株式総数の 100% を保有していることから、本件分割は当社にとって同一の親会社をもつ会社等との取引に当たり、支配株主との重要な取引等に該当いたします。そのため、当社は本件分割の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの割当株式数算定書の取得

当社は、本件分割の公正性を担保するため、当社およびほくでんサービスから独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件分割算定書の提出を受けております。当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの分析および意見を参考として、ほくでんサービスとの交渉・協議を行い、その結果合意された本件分割割当株式数は妥当であり、当社の株主の利益に資するものであると判断し、本件分割を行うことを、取締役会で決議いたしました。

なお、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件分割割当株式数の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、ほくでんサービスは、本件分割の公正性を担保するため、当社およびほくでんサービスからは独立した算定機関であり、当社およびほくでんサービスの関連当事者には該当せず、かつ本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有していない山田コンサルティングより割当株式数算定書の取得をしているとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定過程における公正性および適正性を確保するため、当社およびほくでんサービスから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を任命し、取締役会の意思決定の方法・過程その他留意点等に関する法的助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、本件分割に関して当社およびほくでんサービスとの間で記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本件分割は、本件合併と同時に実施され、両社は一連の取引（以下、本件分割と本件合併を総称して「本件統合」といいます。）を成し、また、北海道電力は当社の発行済株式総数の51.1%を、ほくでんサービスの発行済株式総数の100%を保有しております、本件統合は当社にとって同一の親会社をもつ会社等との取引に当たり、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本件統合が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成30年6月21日、支配株主である北海道電力との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所代表）、長谷川臣介氏（公認会計士・税理士、長谷川公認会計士事務所代表）および中村栄作氏（当社社外取締役）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本件統合を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i)本件統合の目的は合理的か（本件統合が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii)本件統合の条件（本件合併により計器工業の株主に交付される対価および本件分割によりほくでんサービスに交付される対価を含む。）の公正性が確保されているか、(iii)本件統合において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、および、(iv)上記(i)から(iii)を踏まえ、本件統合を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否か、に関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成30年9月12日から平成30年11月30日までに、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、当社、ほくでんサービスおよび計器工業（以下、総称して「統合3社」といいます。）へのインタビューにおいて、ほくでんグループの概要、当社の概要および事業概要、当社の近時の業績、当社の中期計画の概要、当社の中期計画に基づく今後の事業展開・業績予想、本件統合の概要、本件統合のメリットおよびデメリット、本件統合によるシナジー、北海道電力による当社に対する経営関与の状況、本件統合に関する交渉過程その他の本件統合に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、統合3社から提供を受けた関連書類等の精査を実施しております。

また、当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件合併に係る合併対価の割当の比率（以下「本件合併比率」といいます。）および本件分割割当株式数の評価に関する説明を、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本件統合

に関する手続面における公正性を担保する措置の内容ならびに本件統合に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、上記諮問事項について慎重に協議および検討した結果、平成30年12月4日に、本件統合を行うとの決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでない、と認められる旨を内容とする答申書を当社の取締役会に対して提出しております。

② 利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役全員の承認ならびに監査役全員の異議がない旨の意見

平成30年12月5日開催の当社の取締役会では、利益相反を回避する観点から、当社の取締役のうち北海道電力の代表取締役を兼任している藤井裕氏、同社執行役員を兼任している奥村敦史氏および平成30年6月まで同社執行役員であった中村満氏は、本件統合に関する審議および決議には参加しておらず、藤井裕氏、奥村敦史氏および中村満氏を除く当社の全ての取締役8名の全員一致で、本件統合に関する決議を行いました。また、同取締役会では、当社の監査役のうち北海道電力の常任監査役を兼任している古郡宏章氏は、本件統合に関する審議には参加しておらず、同氏を除く当社の監査役3名の全員が、いずれも本件統合に関する決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち藤井裕氏、奥村敦史氏および中村満氏は、本件統合に関し利害が相反しましたは相反するおそれがあるため、上記のとおり当社の取締役会における本件統合に関するすべての審議および決議に参加しておらず、また、当社の立場において本件統合に関する計器工業およびほくでんサービスとの協議および交渉に参加しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会決議の方法、第三者委員会の設置および運営その他の利益相反を回避するための措置に関して、統合3社との間で重要な利害関係を有しない独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けております。なお、計器工業およびほくでんサービスは、統合3社との間で重要な利害関係を有しない独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所から法的助言を受けているとのことです。

2. 吸収分割の対価として当該種類の財産を選択した理由

当社の普通株式は、札幌証券取引所において取引されており、本件分割後において市場における取引機会が確保されていることから、本件分割の対価として当社の普通株式を交付することにいたしました。

3. 承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により、増加する当社の資本金および準備金の額は、以下のとおりです。下記の資本金および準備金の額は、当社の財務状況、その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- ① 資本金： 0円
- ② 資本準備金： 0円
- ③ 利益準備金： 0円

別紙3

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 34 期
報 告 書

平 成 29 年 度

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

事 業 報 告
計 算 書 類
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
監査役監査報告書謄本

ほくでんサービス株式会社

札幌市中央区南1条東2丁目6番地



事 業 報 告

[平成29年4月 1日から]
[平成30年3月31日まで]

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

グループ本社では、沿線電所再稼働の具体的な時期が未だ見通せないなか、新電力との競争の激化に伴い販売電力量は予想以上に減少し、厳しい経営環境が続いています。

このような中、ほくでんグループの一員である当社においても、グループ本社の状況を踏まえ、より一層の業務運営の効率化に取り組んできました。

当社の今年度の営業収益は、配電事業部における受託業務量の減があったものの、営業推進事業部および料金事業部における受託業務量の増などにより、前年度に比べ8億75百万円増加した125億97百万円(前年度比107.5%)となりました。

一方、営業費用は、費用全般にわたり効率化に努めましたが、グループ本社への出向解除や新規出向者受入れによる人件費の増などにより、前年度に比べ6億48百万円増加した121億9百万円(前年度比105.7%)となりました。

この結果、営業利益は4億87百万円(前年度比187.2%)となり、これに営業外損益を加えた経常利益は4億95百万円、税引後の当期純利益は3億13百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

『中期経営方針(2017~2019年度)』に掲げた「お客様への最高のサービスの提供」、「お客様および社会から信頼される行動の推進」、「経営環境の変化に的確に対応できる人材の育成」、「安全で健康な活力ある職場の実現」を経営の重点取り組み課題として、グループ本社の競争力強化に貢献するために、経営基盤の強化に取り組んでおります。株主さまには、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

設備投資額 22百万円

(4) 資金調達の状況

該当記載事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成 26 年度 第 31 期	平成 27 年度 第 32 期	平成 28 年度 第 33 期	平成 29 年度 (当期) 第 34 期
営業収益 (売上高)	11,480 百万円	11,456 百万円	11,721 百万円	12,597 百万円
経常利益	611 百万円	520 百万円	265 百万円	495 百万円
当期純利益	506 百万円	323 百万円	165 百万円	313 百万円
1 株当たり 当期純利益	723,132.26 円	461,496.23 円	236,119.50 円	448,418.35 円
総資産	3,676 百万円	3,774 百万円	4,068 百万円	4,658 百万円

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は北海道電力株式会社であり、同社は当社の株式 700 株 (100%) を保有しております。

当社は同社に対し、電気利用および省エネに関する業務、電力メータ検針、電気料金の集金、電気工作物の調査・設計および保守業務などのサービスを提供しております。

(7) 主要な事業内容

- ① 電気利用および省エネに関する業務
- ② 電気料金に関する業務
- ③ 電気工作物の調査、設計および保守業務
- ④ 電気需給契約変更等に伴う諸業務

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本店	札幌市	釧路支店	釧路市
旭川支店	旭川市	帯広支店	帯広市
北見支店	北見市	室蘭支店	室蘭市
札幌支店	札幌市	苫小牧支店	苫小牧市
岩見沢支店	岩見沢市	函館支店	函館市
小樽支店	小樽市	契約センター	札幌市

(9) 従業員の状況

従業員数 (平均年齢)	前期末比増減数
2,009名 (47.5 歳)	65名増

(10) 主要な借入先

該当記載事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行済株式の総数 | 700株 |
| (2) 株主数 | 1名 |
| (3) 株主 | 北海道電力株式会社 |

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
相馬道広	取締役社長（代表取締役）	
木村 貢	常務取締役 考査担当	
鈴木裕文	取締役 料金事業部長 料金部・契約センター担当	
土田哲也	取締役 営業推進事業部長 営業部・お客さまサポート部・ソリューション営業部担当	
遠藤雅人	取締役 配電事業部長 技術部担当	
平野健司	取締役 経営管理本部長 企画部・総務部・人事労務部・経理部担当	
井出博基	取締役 札幌支店長 兼 札幌支店営業部長	
藤井 裕	取締役	北海道電力株式会社 取締役副社長 副社長執行役員
高橋多華夫	取締役	北海道電力株式会社 取締役 常務執行役員
板谷 敬	監査役（常勤）	
秋田耕児	監査役	北海道電力株式会社 監査役

(注) 北海道電力株式会社は、当社の親会社であります。

II. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進いたします。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として3ヶ月に1回以上開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・社長、常務取締役と本部長・各事業部長等で構成する業務運営会議を原則として毎月2回開催し、経営全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の業務執行に係る情報について、保存期間・場所および管理方法等を定めた社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・業務運営会議において、経営に重大な影響を及ぼすリスクの把握、対応策の立案、実施およびその確認を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規程において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査を所管する部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する担当部署を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査を所管する部門による監査を実施する。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、親会社およびグループ各社との密接な連携のもと業務を執行する。
- ・親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・法令に定められている事項に加え、社内規程に基づき、重要な業務執行に関する事項について、監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・法令に定められている事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、親会社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・当社および親会社の監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・内部監査を所管する部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会を当年度 7 回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しております。

また、業務運営会議を当年度 24 回開催し、事業リスクを踏まえた経営全般に関する方針、計画ならびに業務執行に関する重要事項の審議を行っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス・リスクマネジメント推進リーダーを中心とした、同推進活動の取り組みを行っており、また、教育研修などを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、親会社（グループ本社）とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ本社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しております。

取締役の職務執行に関しては、監査役（2名のうち1名が社外監査役）が、監査役監査規程に則り、取締役会などの重要な会議への出席、取締役などからの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類などの閲覧、業務及び財産の調査などにより監査しております。

内部監査を所管する部門（考查担当）では、専任スタッフによる業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いております。考查担当は、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っております。

以上

計 算 書 類

[平成 29 年 4 月 1 日 から]
[平成 30 年 3 月 31 日 まで]

貸 借 対 照 表

平成30年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,429,600	流 動 負 債	1,937,413
現 金 ・ 預 金	837,129	買 掛 金	59,034
受 取 手 形	31,372	未 払 金	336,769
売 掛 金	404,829	未 払 費 用	436,995
未 収 入 金	134	未 払 法 人 税 等	37,432
商 品	797	未 払 消 費 税 等	237,533
短 期 貸 付 金	2,800,000	預 り 金	86,939
前 払 費 用	44,832	賞 与 引 当 金	734,640
繰 延 税 金 資 産	305,462	役 員 賞 与 引 当 金	8,070
そ の 他 流 動 資 産	5,366		
貸 倒 引 当 金	△ 323		
固 定 資 産	229,001	固 定 負 債	261,686
有 形 固 定 資 産	53,636	退 職 紹 付 引 当 金	219,506
建 物	37,582	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	42,180
構 築 物	124	負 債 合 計	2,199,100
機 械 装 置	0	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 及 び 備 品	15,699	株 主 資 本	2,458,113
建 設 仮 勘 定	230	資 本 金	50,000
無 形 固 定 資 産	8,007	資 本 剰 余 金	50,000
電 話 加 入 権	7,997	そ の 他 資 本 剰 余 金	50,000
そ の 他 無 形 固 定 資 産	10	利 益 剰 余 金	2,358,113
投 資 そ の 他 の 資 産	167,357	利 益 準 備 金	12,500
投 資 有 価 証 券	29,326	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,345,613
長 期 貸 付 金	419	繰 越 利 益 剰 余 金	2,345,613
繰 延 税 金 資 産	108,378	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,388
そ の 他 投 資	29,722	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,388
貸 倒 引 当 金	△ 488	純 資 産 合 計	2,459,502
資 产 合 計	4,658,602	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,658,602

損 益 計 算 書

平成29年4月 1日 から
平成30年3月31日 まで

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,597,138
売 上 原 価	11,172,707
売 上 総 利 益	1,424,430
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	937,152
當 業 利 益	487,278
當 業 外 収 益	9,304
受 取 利 息	5,810
受 取 配 当 金	1,070
雜 収 益	2,423
當 業 外 費 用	1,253
雜 損 失	1,253
經 常 利 益	495,329
特 別 利 益	—
特 別 損 失	—
税 引 前 当 期 純 利 益	495,329
法 人 税 等	169,103
法 人 税 等 調 整 額	12,332
当 期 純 利 益	313,892

株主資本等変動計算書

平成29年 4月 1日 から
平成30年 3月31日 まで

(単位:千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等	純資産計
	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の利益 剰余金	利 益 合 計	株主資本 合 計	その他の 有価証券 評価差額金		
	その他資本 剰余金	利 益 剰 余 金	積 越 利 益 剰 余 金	利 益 合 計				
当期首残高	50,000	50,000	12,500	2,035,920	2,048,420	2,148,420	333	2,148,753
当期変動額								
剩余金の配当				△ 4,200	△ 4,200	△ 4,200		△ 4,200
当期純利益				313,892	313,892	313,892		313,892
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							1,055	1,055
当期変動額合計	-	-	-	309,692	309,692	309,692	1,055	310,748
当期末残高	50,000	50,000	12,500	2,345,613	2,358,113	2,458,113	1,388	2,459,502

個別注記表

平成 29年 4月 1日から

平成 30年 3月 31日まで

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの・・・期末決算日の市場価格等に基づく時価法

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産

・・・定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

・・・売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

・・・従業員の賞与支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

(3) 役員賞与引当金

・・・役員の賞与支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付引当金

・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金

・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

なお、資産に係る控除対象外消費税については、全額費用として処理している。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用している。

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	700	—	—	700

2. 事業年度中に行った剰余金の配当

配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,200千円	6,000円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,200千円	6,000円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

監査報告書

私たち監査役は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査しました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月8日

ほくでんサービス株式会社

常勤監査役 板谷 敬



監査役 秋田耕児



原本と相違ないことを証します。

平成30年6月13日

札幌市中央区南一条東二丁目6番地

ほくでんサービス株式会社

代表取締役 相馬道

